

# 高知県広域観光需要喚起等事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県広域観光需要喚起等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた本県の観光需要の早期回復に向け、県内各地域への誘客、宿泊及び周遊を促進し、観光消費の拡大を図るとともに、コロナ禍を踏まえた新たな旅行ニーズに対応する取組を促進するため、次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 観光需要喚起事業 地域への誘客、宿泊及び周遊を促進し、観光消費の拡大を図ることを目的として実施する地域限定クーポン券の付与等を行う取組
- (2) 新たな旅行ニーズへの対応事業 コロナ禍を踏まえた新たな旅行ニーズに対応する観光地域づくり及び誘客促進を目的として実施する観光戦略の策定、観光商品の造成等を行う取組

## (補助事業者等)

第3条 補助事業者、事業実施主体、前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

## (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## (補助の条件)

第6条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。第3条に規定する事業実施主体（間接補助事業者）に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。なお、間接補助事業者からの交付申請に当たっては、別記第2号様式による誓約書兼同意書を添付させなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (7) 補助事業者が解散するときは、補助事業者たる地位を次に掲げる者のいずれかに承継させなければならないこと。この場合において、被承継人及び承継人の双方が記名押印した補助事業者たる地位の承継に関する覚書（任意様式）を知事に提出しなければならないこと。
  - ア 事業実施主体（補助事業者を除く。）
  - イ 補助事業者の構成員、出資者又は出捐者
  - ウ ア及びイ以外の者で知事が承継人として承認した者

（補助事業の重要な変更）

第7条 補助事業について、次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助金実績報告書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる（原則として、補助金以外の財源を優先的に充当し、なお不足が生じる場合に限る。）。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の確認等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に応じなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告を求め、又は必要な調査を行った結果、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業の全部又は一部について、中止又は変更を文書で指示することができる。

3 前項の指示があったときは、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第1項から前項までに規定する条件と同様の条件を付さなければならない。

5 第2項の指示により補助事業の内容を変更する場合の手続については、第7条の規定を準用する。

(財産の処分の制限等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第8号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、第8条第1項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第1項本文及び第2項に規定する条件と同様の条件を付すとともに、別記第8号様式による取得財産等管理台帳を備えさせ、管理させなければならない。

(グリーン購入)

第12条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原

則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第2項、第6条第3号、第4号及び第7号、第8条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 補助事業             | 補助事業者          | 事業実施主体                                      | 補助対象経費  | 補助率        | 補助限度額                      |
|------------------|----------------|---|---|------------|----------------------------|
| 観光需要喚起事業<br>（注1） | 広域観光組織<br>（注2） | 広域観光組織                                      | 広域観光組織の事業の対象である地域全域を対象に、誘客、宿泊及び周遊促進による観光消費の拡大を図ることを目的として実施する取組に要する経費（注3）<br>・旅行期間中に利用可能な地域限定クーポン券の付与等に要する費用<br>・旅行会社に対する旅行商品造成のための助成金 等                           | 2分の1<br>以内 | 補助事業者<br>1団体当たり<br>2,500万円 |
| 新たな旅行ニーズへの対応事業   | 広域観光組織         | 広域観光組織<br>又は広域観光組織が補助を行う団体（注4）若しくは個人事業者（注5） | 新たな旅行ニーズに対応する観光地域づくり及び誘客促進を目的として実施する取組に要する経費（注3）<br>・コロナ後を見据えた観光戦略の策定に要する費用<br>・オンラインツアー等の新たな旅行ニーズに対応する観光商品の造成に要する費用<br>・教育旅行等のコロナ禍で増加したニーズに対応するための受入態勢整備に要する費用 等 | 3分の2<br>以内 |                            |

（注1）観光需要喚起事業は、1から5までの要件を全て満たす事業を補助対象とする。

- 1 本県の感染状況が「特別警戒（赤）」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会における「レベル2」相当）以下であると知事が判断していること。
- 2 事業開始後に、本県の感染状況が「非常事態（紫）」（「レベル3」相当）以上であると知事が判断した場合は、事業を停止すること。
- 3 事業に参画する事業者に対して、関係する感染症拡大予防ガイドラインを遵守させるとともに、政府の感染拡大防止策を踏まえて適切な対策を講ずること。  
飲食店については、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」に認証申請書を提出した飲食店を事業の対象とすること。
- 4 クーポン券の付与等の対象となる地域を「レベル2」相当以下の都道府県とするなど、事業の対象地域は高知県の交通費用助成事業（高知観光リカバリーキャンペーン）等の判断基準に準じること。
- 5 地域の実情に応じて、観光需要の喚起効果の発揮と不正防止のための工夫を図ること。

(注2) 広域観光組織は、次に掲げるとおりとする。

|                   |
|-------------------|
| 一般社団法人高知県東部観光協議会  |
| 一般社団法人物部川DMO協議会   |
| 一般社団法人土佐れいほく観光協議会 |
| 一般社団法人仁淀ブルー観光協議会  |
| 一般社団法人幡多広域観光協議会   |
| 奥四万十観光協議会         |

(注3) 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- 1 職員の人件費（補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等を除く。）
- 2 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費
- 3 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 4 1から3までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
- 5 1から4までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注4) 団体のうち、法人格のない団体の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 3以上の個人又は法人で構成されるもの
- 2 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの
- 3 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの

(注5) 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う個人事業者に限る。

別表第2（第5条、第6条関係）

|    |   |
|----|---|
| 1  | 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。  |
| 2  | 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。  |
| 3  | その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 |
| 4  | 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。  |
| 5  | 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。  |
| 6  | 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。   |
| 7  | いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。  |
| 8  | 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。   |
| 9  | その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。   |
| 10 | その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  |